

福岡県福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、福岡県福祉サービス第三者評価推進機構（以下「福岡県推進機構」という。）において行う福祉サービス第三者評価事業を推進するため、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に関する認証の要件（以下「認証要件」という。）等を定めることにより、福祉サービス第三者評価事業の信頼性、透明性を確保することを目的とする。

(認証要件)

第2条 評価機関の認証要件は、次の各号すべてを満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 福祉サービスを提供していないこと。
- (3) 福祉サービスを提供または経営する者が当該評価機関を構成するもののうち半数を超えている場合には、当該評価機関は評価結果の決定を行う第三者からなる委員会（以下「評価決定委員会」という。）を設置すること。
- (4) 前項に規定する評価決定委員会の委員は、次に掲げる者であって、それぞれ2人以上の概ね同数によって構成されることとし、評価決定委員会を設置する評価機関の代表者、理事、役員、その他評価調査者を除く雇用関係にある者が含まれないこと。

ア 福祉、医療、法律、経営及び評価等学識経験者

イ 社会福祉事業の経営者又は従事者

ウ 福祉サービス利用者又は市民

- (5) 評価調査者に関し、次の要件を満たしていること。

ア 次のa又はbに該当する評価調査者（別表1参照）をそれぞれ1名以上配置すること。

a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

イ 評価調査者は、福岡県推進機構、又は全国推進組織ならびに他都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修を受講し修了していること。

ウ 評価調査者に対して、1年に1回以上の研修機会を確保すること。

エ 一件の第三者評価に2人以上の評価者（(5)のアのa及びbの双方を含む。）が一貫してあたること。

(6) 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。

- ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了者に関すること、(5)のアのa及びbに関する資格又は主な経歴。なお、氏名については非公開も可）
- イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）
- ウ 第三者評価の手法に関する規程
- エ 個人情報保護に関する取り扱い及び守秘義務に関する規程
- オ 倫理規程
- カ 評価料金表
- キ 評価事業の実績
- ク 評価決定委員会を設置する場合は、次に掲げる事項
 - a 評価決定委員会の設置に関する規程
 - b 評価決定委員会の委員名簿

(7) 第三者評価を受けた事業者・利用者・職員等からの苦情解決体制が整備されていること。

(8) 所在地が県外にある評価機関については、県外での評価調査の実績が十分にあること。

（評価基準・評価の手法・結果の取扱い）

第3条 評価機関の評価基準、評価の手法及び評価結果の取扱い等については、福岡県福祉サービス第三者評価機関の評価業務実施要綱に定めるものを満たすものであること。

（認証の申請）

第4条 認証の申請は、福祉サービス第三者評価機関認証申請書（様式1）に必要書類を添付して行わなければならない。

（認 証）

第5条 福岡県推進機構は、前条の申請があった場合、認証委員会において審査を行い、（第2条の要件を満たしている場合には、）これを認証する。

（認証の有効期間）

第6条 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする。

（変更の届出）

第7条 評価機関は、第4条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に、申請内容変更届（様式2）に必要な書類を添付のうえ、変更内容を届け出なければならない。

(認証の辞退)

第 8 条 評価機関は、認証辞退届（様式 3）により認証を辞退することができる。

(認証の取消)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当した場合には、福岡県福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書（様式 4）により第三者評価機関の認証を取り消すことができる。

- (1) 第三者評価機関認証要件のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 3 年間、事業実績がない場合
- (3) 第 10 条に定める定期的な事業報告又は福岡県推進機構への協力を行わない場合
- (4) 不正な行為が行われた場合

(事業報告)

第 10 条 評価機関は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に福岡県推進機構に対し、評価事業の実績を報告するとともに、福岡県推進機構が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(適用除外)

第 11 条 次の各号に掲げる社会福祉施設に対する第三者評価の認証及び実施機関については、社会福祉法人全国社会福祉協議会が定める「社会的養護関係施設第三者評価機関認証要綱」に拠るものとする。

- (1) 児童養護施設
- (2) 乳児院
- (3) 児童心理治療施設
- (4) 児童自立支援施設
- (5) 母子生活支援施設

(その他)

第 12 条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 14 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

a 組織運営系	(1) 組織運営管理業務 3年以上経験している者	常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針決定に関与する役員として3年以上従事している者 ※1
	(2) 組織運営管理業務 を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者	法人組織もしくは行政組織内の20人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者 ※1
b 福祉系	(1) 福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該業務を3年以上経験している者	ア 医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士の資格を持ち、当該業務を3年以上経験している者 ※2
		イ 上記以外の資格で、福岡県推進機構がこれと同等と認める資格を持ち、資格取得後当該業務を3年以上経験している者 ※2
	(2) 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者	大学・短大・専門学校において週1回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念(3年以上)している者
	(3) 上記(1)、(2)の業務に従事していないが、これと同等の能力を有していると認められる者	ア 福祉、医療、保健分野の行政や社会福祉協議会等の常勤職員等(3年以上)で、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者 ※3
		イ 福祉、医療、保健分野の当事者活動(3年以上)を経験している者 ※3

※1 20人以上の組織を統括している(又はしていた)ことが証明できる書類を確認する。具体的には、事務分掌表、組織図、役員であれば法人登記簿等。申請者の申告のみでは認めない。

※2 資格取得後に3年以上経験を有することが必要である。このことを証明できる書類を確認する。具体的には、資格証、勤務証明書等。

※3 経歴書等を基に確認する。